

障がい福祉サービス参考資料

1. サービスの種類と内容

(1) 障がい福祉サービス・相談支援

サービスの種類	内 容
①訪問系サービス	
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護や外出時における介護等を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている方が、行動の際に生じる危険回避のために必要な支援や移動支援等を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的にを行います。
同行援護	視覚障害により外出することが困難な方に、移動に必要な情報の提供や移動支援等を行います。
②日中活動系サービス	
生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間施設で入浴、排せつ、食事等の介護や創作活動などを行います。
自立支援訓練（機能訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
自立支援訓練（生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、知的・精神障害の方の生活能力向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望し、職場への就労が可能と見込まれる方に対し、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 この間、ハローワーク等とも連携を図りながらトライアル雇用などを活用することで効果的な支援を実施します。
就労継続支援A型	一般企業等での就労が困難な方に、雇用契約の締結等により働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援B型	一般企業等での就労が困難で、雇用契約の締結等による就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した方で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている場合に、企業や関係機関との連絡調整や指導・助言を一定期間行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理・看護・介護及び日常生活のサービスを行います。

サービスの種類		内 容
	短期入所（ショートステイ）	障がいのある人を自宅で介護する方が病気等の場合に、夜間を含め、短期間施設で入浴、排せつ、食事等のサービスを行います。
	福祉型	
	医療型	
③居住支援系サービス		
	自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する方に対し、一定期間にわたり定期的な巡回相談や必要な支援を行ないます。
	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
	施設入所支援	施設において、夜間や休日、入浴、排せつ、食事等のサービスを提供します。
④相談支援		
	計画相談支援	障がい者の自立した生活を支え、課題の解決や適切なサービス利用にかかる相談に対応し、サービスの利用計画の作成と定期的なモニタリングを行います。
	地域移行支援	入所施設に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者等について、地域生活に移行するための活動に関する相談と支援を行います。
	地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居から単身生活に移行した方で、地域生活が不安定な障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、地域定着のための訪問・相談支援を実施します。

（２）障がい児通所支援・障がい児相談支援

サービスの種類		内 容
①障がい児通所支援		
	児童発達支援	就学前の障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の育成、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
	医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法上の機能訓練や医学的管理課での支援が必要と認められた障がい児を対象に、児童発達支援及び医療的ケアを行います。
	放課後等デイサービス	就学している障がい児を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
	保育所等訪問支援	幼稚園などを利用している障がい児や幼稚園スタッフ等に対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的支援を提供します。
	居宅訪問型児童発達支援	障がい児通所支援を利用するための外出が困難な障がい児に対し、自宅訪問により発達支援等を行います。

サービスの種類	内 容
②障がい児相談支援	
障がい児相談支援	障がい児が障害福祉サービスを利用するにあたって、障害児支援利用計画を作成し、適切なサービスの提供と定期的なモニタリングを行います。

(3) 地域生活支援事業

サービスの種類	内 容
①必須事業	
理解促進研修・啓発	障がい者に対する理解を深めるための研修や啓発事業を行います。
自発的活動支援	障がい者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。
相談支援	障害のある人や家族からの相談に応じ、必要な情報提供等の支援を行なうとともに、虐待防止や権利擁護のために必要な支援を行います。
成年後見制度利用支援	成年後見制度を利用するにあたって、費用負担が困難である方に対して、費用を助成します。
成年後見制度法人後見支援	親族などによる成年後見ができない方に対して、法人等による後見を支援します。
意思疎通支援（手話通訳者派遣等）	聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のために意思疎通を図ることが困難な障がい者に対し、手話通訳者派遣事業や要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業を行います。
意思疎通支援（手話通訳・要約筆記者設置）	
日常生活用具給付等	在宅の障がい児者や難病等の方を対象に、日常生活上の困難を解消するための用具の給付・貸与を行います。
手話奉仕員養成研修	手話奉仕員、要約筆記者奉仕員等を養成します。
移動支援	屋外での移動が困難な障がい児者に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立と社会参加を促進します。
②任意事業	
地域活動支援センター	障がい者の日中活動（創作的活動や社会交流活動等）の場を提供します。
訪問入浴サービス	家庭において入浴が困難な重度障がい児者に対し、訪問による入浴サービスを提供します。
日中一時支援	障がい者の日中における活動の場を提供し、家族の就労支援や介護している家族の一時的な負担軽減を図ります。
障害者自動車運転免許取得費助成	障がい者の就労等社会活動への参加を促進するため、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。
身体障害者自動車改造費助成	身体障害者の社会復帰の促進を図るため、自らが所有し、運転する自動車の改造に要する経費の一部を助成します。

サービスの種類		内 容
	知的障害者職親委託	知的障害者の自立更生を図るため、更生援護に熱意のある事業経営者等のもとで、生活指導や技能習得訓練を図ります。